

# 社会保障審議会介護給付費分科会(第12回)議事次第

平成14年6月17日(月)

16時から18時まで

於：厚生労働省省議室(9階)

## 議 題

報酬骨格にかかわる総括議論

介護報酬体系の見直し案

現 行	改 正 案
<p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 210 単位</p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 402 単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上の場合 584 単位に 30 分を増すごとに 219 単位を加算</p> <p>ロ 家事援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 153 単位</p> <p>(2) 所要時間 1 時間以上の場合 222 単位に 30 分を増すごとに 83 単位を加算</p> <p>ハ 身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行われる場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 278 単位</p> <p>(2) 所要時間 1 時間以上の場合 403 単位に 30 分を増すごとに 151 単位を加算</p> <p>※ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の身体介護が中心である指定訪問介護に引き続き家事援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、584 単位に 30 分を増すごとに 83 単位を加算</p> <p>※ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行われる指定訪問介護に引き続き家事援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、403 単位に 30 分を増すごとに 83 単位を加算</p>	<p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 ○○単位</p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 ○○単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 ○○単位</p> <p>※ (1)～(3)に引き続き 30 分以上の生活支援が中心である指定訪問介護を行ったときは、30 分を増すごとに○○単位を加算</p> <p>ロ 生活支援が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 ○○単位</p> <p>(2) 所要時間 1 時間以上の場合 ○○単位に 30 分を増すごとに○○単位を加算</p>

※ イ及びハについては、3級訪問介護員が指定訪問介護を行う場合は、当分の間、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定

2 居宅療養管理指導費

- イ 医師又は歯科医師が行う場合(1月に1回を限度)
- (1) 居宅療養管理指導費(I) 940 単位
  - (2) 居宅療養管理指導費(II) 510 単位
- ロ 薬剤師が行う場合(1月に2回を限度) 550 単位
- ニ 歯科衛生士等が行う場合(1月に4回を限度) 500 単位

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合(1回につき) ○○単位

※ 訪問介護員等が、通院等のため、利用者に対して、自らの運転する車両への乗車・降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前・降車後の屋内外における移動等の介助、通院・外出先での受診等の手続きや移動等の介助を行った場合に算定

※ イ、ロ及びハについては、3級訪問介護員が指定訪問介護を行う場合は、当分の間、所定単位数の100分の○○に相当する単位数を算定

2 居宅療養管理指導費

- イ 医師又は歯科医師が行う場合(1月に2回を限度)
- (1) 居宅療養管理指導費(I)
    - (一) 初回の場合 ○○単位
    - (二) 2回目の場合 ○○単位
  - (2) 居宅療養管理指導費(II)
    - (一) 初回の場合 ○○単位
    - (二) 2回目の場合 ○○単位
- ロ 薬剤師が行う場合
- (1) 医療機関の薬剤師の場合(1月に2回を限度) ○○単位
  - (2) 薬局の薬剤師の場合(1月に4回を限度)
    - (一) 初回の場合 ○○単位
    - (二) 2回目以降の場合 ○○単位
- ニ 歯科衛生士等が行う場合(1月に4回を限度)
- (1) 初回の場合 ○○単位
  - (2) 2回目以降の場合 ○○単位

### 3 通所介護費

### 4 通所リハビリテーション費

#### イ 通所リハビリテーション費(Ⅰ)

##### (1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 要支援	331 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	387 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	532 単位

##### (2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合

(一) 要支援	490 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	575 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	789 単位

##### (3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合

(一) 要支援	661 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	774 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	1,063 単位

※ 通常規模の医療機関において算定

#### ロ 通所リハビリテーション費(Ⅱ)

##### (1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 要支援	333 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	390 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	535 単位

##### (2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合

(一) 要支援	480 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	562 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	772 単位

### 3 通所介護費

※ 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行う場合は、8 時間を超え 1 時間又はその端数を増すごとに〇〇単位を 1 日に 2 時間を限度として所定単位数に加算

### 4 通所リハビリテーション費

##### (1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 要支援	〇〇単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	〇〇単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	〇〇単位

##### (2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合

(一) 要支援	〇〇単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	〇〇単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	〇〇単位

##### (3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合

(一) 要支援	〇〇単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	〇〇単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	〇〇単位

※ 病院、診療所及び介護老人保健施設において算定

(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援	665 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	779 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	1,070 単位

※ 小規模の診療所において算定

#### ハ 通所リハビリテーション費(Ⅲ)

(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援	324 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	379 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	521 単位
(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援	463 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	542 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	744 単位
(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援	648 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	758 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	1,041 単位

※ 介護老人保健施設において算定

※ 1 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定通所リハビリテーションを行った後に引き続き日常生活上の世話をを行う場合は、8 時間を超え 1 時間又はその端数を増すごとに〇〇単位を 1 日に 2 時間を限度として所定単位数に加算

※ 2 リハビリテーションの必要性の高い利用者に対して、個別でのリハビリテーションを行った場合は、1 日に 1 回を限度として〇〇単位を所定単位数に加算

5 短期入所生活介護費(1日につき)

イ 単独型短期入所生活介護費

5 短期入所生活介護費(1日につき)

イ 単独型短期入所生活介護費  
(現行通り)

ロ 単独・居住福祉型短期入所生活介護費

(1) 単独・居住福祉型短期入所生活介護費(Ⅰ)

- (一) 要支援 ○○単位
- (二) 要介護1 ○○単位
- (三) 要介護2 ○○単位
- (四) 要介護3 ○○単位
- (五) 要介護4 ○○単位
- (六) 要介護5 ○○単位

(2) 単独・居住福祉型短期入所生活介護費(Ⅱ)

- (一) 要支援 ○○単位
- (二) 要介護1 ○○単位
- (三) 要介護2 ○○単位
- (四) 要介護3 ○○単位
- (五) 要介護4 ○○単位
- (六) 要介護5 ○○単位

(3) 単独・居住福祉型短期入所生活介護費(Ⅲ)

- (一) 要支援 ○○単位
- (二) 要介護1 ○○単位
- (三) 要介護2 ○○単位
- (四) 要介護3 ○○単位
- (五) 要介護4 ○○単位
- (六) 要介護5 ○○単位

※ ロについては、単独型の短期入所生活介護事業所において、個室・ユニットの居室の利用者について算定

□ 併設型短期入所生活介護費

ハ 併設型短期入所生活介護費  
(現行通り)

ニ 併設・居住福祉型短期入所生活介護費

(1) 併設・居住福祉型短期入所生活介護費(Ⅰ)

- (一) 要支援 ○○単位
- (二) 要介護 1 ○○単位
- (三) 要介護 2 ○○単位
- (四) 要介護 3 ○○単位
- (五) 要介護 4 ○○単位
- (六) 要介護 5 ○○単位

(2) 併設・居住福祉型短期入所生活介護費(Ⅱ)

- (一) 要支援 ○○単位
- (二) 要介護 1 ○○単位
- (三) 要介護 2 ○○単位
- (四) 要介護 3 ○○単位
- (五) 要介護 4 ○○単位
- (六) 要介護 5 ○○単位

(3) 併設・居住福祉型短期入所生活介護費(Ⅲ)

- (一) 要支援 ○○単位
- (二) 要介護 1 ○○単位
- (三) 要介護 2 ○○単位
- (四) 要介護 3 ○○単位
- (五) 要介護 4 ○○単位
- (六) 要介護 5 ○○単位

※ ニについては、居住福祉型介護福祉施設サービス費を算定する介護老人福祉施設に併設される短期入所生活介護事業所において、個室・ユニットの居室の利用者について算定

6 短期入所療養介護費

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 要支援	1,331 単位
b 要介護 1	1,359 単位
c 要介護 2	1,405 単位
d 要介護 3	1,451 単位
e 要介護 4	1,497 単位
f 要介護 5	1,543 単位

※ 1 看護職員 6:1 以上、介護職員 3:1 以上

※ 2 平成 15 年 3 月 31 日までの間に限り算定

注 4 ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) 5 単位

※ 看護職員 30:1 以上(最低 2 人以上)

1 人当たり月平均夜勤時間数 64 時間以下

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

二 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(1日につき)

(四) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)

a 要支援	1,186 単位
b 要介護 1	1,210 単位
c 要介護 2	1,249 単位
d 要介護 3	1,288 単位

6 短期入所療養介護費

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(削除)

(削除)

(2) 特定診療費

※ 重度療養管理(1日につき)

〇〇単位

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

(2) 特定診療費

※ 重度療養管理(1日につき)

〇〇単位

二 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(1日につき)

(削除)



e 要介護 4 1,327 単位  
 f 要介護 5 1,366 単位  
 ※ 看護職員 6:1 以上、介護職員 8:1 以上

へ 介護力強化病院における短期入所療養介護費  
 ※ 介護力強化病院は法律上、平成 15 年 3 月 31 日までの経過措置

7 痴呆対応型共同生活介護費

8 居宅介護支援費（1月につき）

イ 要支援 650 単位  
 ロ 要介護 1 又は要介護 2 720 単位  
 ハ 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 840 単位

(2) 特定診療費  
 ※ 重度療養管理（1日につき） ○○単位

（削除）

7 痴呆対応型共同生活介護費

※ 夜勤体制を取っているものとして都道府県知事に届け出た共同生活住居の利用者については、1日につき○○単位を加算

8 居宅介護支援費（1月につき） ○○単位

9 介護福祉施設サービス

イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）

9 介護福祉施設サービス

イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）  
（現行通り）

ロ 居住福祉型介護福祉施設サービス費

(1)及び(2)に掲げる単位数に、保険料段階が第1段階の者は〇〇単位を加え、第2段階の者は〇〇単位を加えた単位数

※ 個室・ユニット部分に対して建築時に施設整備費補助金が交付されている場合は、低所得者対策の対象にならない。

(1) 居住福祉型介護福祉施設サービス費

(一) 居住福祉型介護福祉施設サービス費(I)

- a 要介護1 〇〇単位
- b 要介護2 〇〇単位
- c 要介護3 〇〇単位
- d 要介護4 〇〇単位
- e 要介護5 〇〇単位

(二) 居住福祉型介護福祉施設サービス費(II)

- a 要介護1 〇〇単位
- b 要介護2 〇〇単位
- c 要介護3 〇〇単位
- d 要介護4 〇〇単位
- e 要介護5 〇〇単位

(三) 居住福祉型介護福祉施設サービス費(III)

- a 要介護1 〇〇単位
- b 要介護2 〇〇単位
- c 要介護3 〇〇単位
- d 要介護4 〇〇単位
- e 要介護5 〇〇単位

(2) 小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費

(一) 小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(I)

- a 要介護1 〇〇単位
- b 要介護2 〇〇単位
- c 要介護3 〇〇単位

ロ 旧措置入所者介護福祉施設サービス費

- d 要介護 4 ○○単位
- e 要介護 5 ○○単位
- (二) 小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)
  - a 要介護 1 ○○単位
  - b 要介護 2 ○○単位
  - c 要介護 3 ○○単位
  - d 要介護 4 ○○単位
  - e 要介護 5 ○○単位
- (三) 小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)
  - a 要介護 1 ○○単位
  - b 要介護 2 ○○単位
  - c 要介護 3 ○○単位
  - d 要介護 4 ○○単位
  - e 要介護 5 ○○単位

※ ロについては、個室・ユニット部分が居室の 3 割を超える施設において、個室・ユニットの居室の入所者について算定  
ただし、平成 13 年度以前に個室・ユニット部分を建築した既存の施設については、イも選択可

ハ 旧措置入所者介護福祉施設サービス費

※ 旧措置入所者について、平成 17 年 3 月 31 日まで適用

ニ 旧措置入所者居住福祉型介護福祉施設サービス費

(1) 及び(2)に掲げる単位数に、保険料段階が第 1 段階の者は○○単位を加え、第 2 段階の者は○○単位を加えた単位数

※ 個室・ユニット部分に対して建築時に施設整備費補助金が交付されている場合は、低所得者対策の対象にならない。

(1) 旧措置入所者居住福祉型介護福祉施設サービス費

- (一) 旧措置入所者居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)
  - a 要介護状態以外又は要介護 1 ○○単位
  - b 要介護 2 又は要介護 3 ○○単位
  - c 要介護 4 又は要介護 5 ○○単位
- (二) 旧措置入所者居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)
  - a 要介護状態以外又は要介護 1 ○○単位

- b 要介護 2 又は要介護 3 ○○単位
- c 要介護 4 又は要介護 5 ○○単位
- (三) 旧措置入所者居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)
  - a 要介護状態以外又は要介護 1 ○○単位
  - b 要介護 2 又は要介護 3 ○○単位
  - c 要介護 4 又は要介護 5 ○○単位
- (2) 旧措置入所者小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費
  - (一) 旧措置入所者小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)
    - a 要介護状態以外又は要介護 1 ○○単位
    - b 要介護 2 又は要介護 3 ○○単位
    - c 要介護 4 又は要介護 5 ○○単位
  - (二) 旧措置入所者小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)
    - a 要介護状態以外又は要介護 1 ○○単位
    - b 要介護 2 又は要介護 3 ○○単位
    - c 要介護 4 又は要介護 5 ○○単位
  - (三) 旧措置入所者小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)
    - a 要介護状態以外又は要介護 1 ○○単位
    - b 要介護 2 又は要介護 3 ○○単位
    - c 要介護 4 又は要介護 5 ○○単位
- ※ 1 ニについては、個室・ユニット部分が居室の 3 割を超える施設において、個室・ユニットの居室の入所者について算定  
ただし、平成 13 年度以前に個室・ユニット部分を建築した既存の施設については、ハも選択可
- ※ 2 旧措置入所者について、平成 17 年 3 月 31 日まで適用

## ニ 退所時等相談援助加算

- (2) 退所時相談援助加算 570 単位
- ※ 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ、市町村及び老人介護支援センターに対して(利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して)必要な情報を提供した場合

## ハ 退所時等相談援助加算

- (2) 退所時相談援助加算 ○○単位
- ※ 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ、市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
- (3) 退所前連携加算 ○○単位
- ※ 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報交換した場合

10 介護保健施設サービス

ハ 退所時指導等加算

(1) 退所時等指導加算

(二) 退所時指導加算 1,070 単位

※ 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合(退所後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に限り、利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供した場合に限る。)

11 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

- a 要介護 1 1,193 単位
- b 要介護 2 1,239 単位
- c 要介護 3 1,285 単位
- d 要介護 4 1,331 単位
- e 要介護 5 1,377 単位

※ 1 看護職員 6:1 以上、介護職員 3:1 以上

※ 2 平成 15 年 3 月 31 日までの間に限り算定

注 4 ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) 5 単位

※ 看護職員 30:1 以上(最低 2 人以上)  
1 人当たり月平均夜勤時間数 64 時間以下

10 介護保健施設サービス

ハ 退所時指導等加算

(1) 退所時等指導加算

(二) 退所時指導加算 ○○単位

※ 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合

(三) 退所時診療情報提供加算 ○○単位

※ 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合

(四) 退所前連携加算 ○○単位

※ 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報交換した場合

11 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)

(削除)

(削除)

(3) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

- b 退院時指導加算 1,070 単位  
※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合(退院後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に限り、利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供した場合に限る。)

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(3) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

- b 退院時指導加算 1,070 単位  
※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合(退院後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に限り、利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供した場合に限る。)

(3) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

- b 退院時指導加算 ○○単位  
※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合  
c 退院時診療情報提供加算 ○○単位  
※ 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合  
d 退院前連携加算 ○○単位  
※ 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報交換した場合

(4) 特定診療費

- ※ 重度療養管理(1日につき) ○○単位

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(3) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

- b 退院時指導加算 ○○単位  
※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合  
c 退院時診療情報提供加算 ○○単位  
※ 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合  
d 退院前連携加算 ○○単位  
※ 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報交換した場合

(4) 特定診療費

- ※ 重度療養管理(1日につき) ○○単位

ハ 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）

(四) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)

a 要介護 1	1,044 単位
b 要介護 2	1,083 単位
c 要介護 3	1,122 単位
d 要介護 4	1,161 単位
e 要介護 5	1,200 単位

※ 看護職員 6:1 以上、介護職員 8:1 以上

(3) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

b 退院時指導加算 1,070 単位

※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合(退院後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に限り、利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供した場合に限る。)

ニ 介護力強化病棟を有する病院における介護療養施設サービス

※ 介護力強化病棟は法律上、平成 15 年 3 月 31 日までの経過措置

ハ 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）

(削除)

(3) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

b 退院時指導加算 ○○単位

※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合

c 退院時診療情報提供加算 ○○単位

※ 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合

d 退院前連携加算 ○○単位

※ 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報交換した場合

(4) 特定診療費

※ 重度療養管理（1日につき） ○○単位

(削除)